

論説

2015年6月28日

生活困窮者支援

第1のネット(社会保険)と、第3のネット(生活保護)の中間に位置する第2のセーフティネットとして、本年度からスタートした生活困窮者自立支援制度。

厚生労働省は今月、初めて実施状況(4月分)を公表した。埋もれていた多くのニーズの掘り起こしにつながっていることがうかがえる。

本県は2014年の自殺率(10万人当たりの自殺者数)が26・6で全国最悪になっただけに、新たな相談窓口を積極的に周知、活用することで自殺予防にも生かしたい。

新制度は福祉事務所設置自治体の実施主体となり、自立相談支援事業や住宅確保給付金の支給などを行っている。

本県では、盛岡市がNPO

件数は、盛岡市が1111件と突出して多い。同市以外の市町村の総計は158件。

これは、同市に生活困窮者が集中しているというわけではないだろう。同NPO法人が制度スタート前からモデル事業を実施してノウハウを蓄

同市の実績を踏まえれば、今後、全体的に制度の周知が進むことで、多くの潜在的な生活困窮者を掘り起こせる可能性が広がる。

その際、重要なのは対象者の捉え方だ。複合的な課題を抱える生活困窮者は、社会と

的に関連している。人間関係を豊かにし、気軽に相談できる相手を増やすなど「関係の貧困」の解決は、自殺対策の大きな柱でもある。

傾聴ボランティア養成、勤労者や離職者へのアプローチなど、本県が推進してきた総合的な自殺対策と、生活困窮者支援との連携を進めたい。

「関係の貧困」も視野に

法人いわて生活者サポートセンターに事業委託し、くらし

積し、市民に周知を図ってきたことも大きい。

のつながりが薄れたり、地域から孤立しがち。「経済的な貧困」にとどまらず、「関係

るため、支給抑制圧力も強まっている。新制度の対象者を

の相談支援室を開設。同市以外は大半が社会福祉協議会に委託し、町村部では複数の自治体が連携し広域で窓口を設置するなどしている。

貴伸室長は「今後も幅広く相談を受け付け、一人一人が自分らしく安心して生活できる環境づくりのお手伝いをして

「関係の貧困」も視野に入れつつ、幅広く相談支援し自立につながる必要がある。

「制度のはざまに陥る人を救う」という新制度の本旨を忘れてはならない。

本県の4月の新規相談受付

いきたい」と語る。

社会的孤立などの要因が複合

忘れたてはならない。